

第 614 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 11 月 6 (月) 午後 1 時 34 分から午後 2 時 35 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員 (14 人)

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員 (0 人)

							-
-	-	-	-	-	-	-	-

5 事務局職員 (4 人)

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 614 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 34 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 614 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、現在、委員 13 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>【要約】暖かい、暑い日が続いている。10 月の千葉県審議会では、今年度の県内台風被害の報告/登記義務付け（法改正）の説明があったので、ご承知おきいただきたい。</p>
局長	<p>【森田委員、入室着席】</p> <p>森田委員到着しましたので、本日全員出席となります。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 614 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>（議事録署名人の指名）</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。10 番 佐久間委員、11 番 森田委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第 1 号】</p>

議長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、12番安田委員、お願いします。</p>
安田委員	<p>議案第1号1番について、申請地を11月4日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。関豊ふれあいシニア館より南西の方向200m付近に位置する農地です。</p> <p>義務者は、相続により取得した申請地ですが、後継者が居ないことから近くに住む権利者に売却の申出をし、了解が得られたため、売買による所有権移転の許可申請を行うものであります。営農計画は、水稻の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの安田委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、後継者がいないことから離農の為売却するものであり、権利者は住家敷地に隣接し、耕作条件が良いことから義務者からの申出を受諾し、規模拡大を目的とした所有権移転の申請であります。申請地は、農振農用地区域内農地1,196㎡、権利者の耕作面積は11,883㎡、農作業歴45年、従農数1名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、</p>

<p>森田委員</p>	<p>11 番 森田委員、お願いします。</p> <p>議案第 1 号 2 番については、前回 10 月 5 日開催の総会で審議予定でしたが、売主の都合で取下げ、売渡し先を変更し改めて申請されたものです。申請地を 11 月 2 日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。富津小学校より南東の方向 1.5Km 付近に位置し、周辺は水田が広がっている場所に所在する農地です。</p> <p>義務者は、耕作手段がないため委託していましたが相手方より次年以降休止したい旨の申出があり、新たな耕作者を探していたところ、権利者へ売り渡すことで合意が整ったことから、売買による所有権移転の許可申請を行うものであります。営農計画は、水稻の栽培を行う予定であります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの森田委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、相続で得た申請地を農業者に耕作お願いしておりましたが、来年以降辞退の申し出があったことから、権利者へ売却するため許可申請を行うものであります。権利者は、規模拡大を目的とした申請であり、自作地からも近く、土地改良がされた申請地であり、耕作条件が整っていることから取得しようとするものであります。申請地は、農振農用地区域内農地 2 筆 4,497 m²、権利者の耕作面積は 39,746、農作業歴 48 年、従農数 2 名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声) 「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 2 番は承認され</p>

議長	<p>ました。</p> <p>次に、議案第1号3番4番については、鈴木昇委員に関する案件になりますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、鈴木昇委員は一時退席をお願いします。</p> <p>【鈴木昇委員 一時退席】</p>
議長	<p>それではこの3番4番ですが、権利者が同一の案件ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。（声：異議なし）では、一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、吉野地区内ということで、14番 鈴木伸江委員に担当していただきましたので、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第1号3・4番について、申請地を11月6日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。JAきみつ大佐和支店より南の方向 200m～1km付近に位置する農地です。</p> <p>義務者は、農地中間管理事業を活用し権利者へ申請地を貸付しておりました。今後も自ら耕作を行うことが出来無いことから、権利者へ売却の申出を行い了解が得られたことから、売買による所有権移転の申請であります。権利者は、規模拡大を目的とする水稻の栽培を行う営農計画であります。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、自ら耕作が出来無いことから権利者へ賃借権による貸し付けを行っておりました。後継者も無く、今後自作する計画もないことから、売却を考え貸付先の権利者と合意が得られたため、本申請を行うこと</p>

議長	<p>となりました。申請地は、権利者の自作地に近く、規模拡大に適した立地条件であることから購入しようとするものであります。申請地は、農振農用地区域内農地4筆5,137㎡、権利者の耕作面積19万6,910㎡、農作業歴50年、従農数3名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p> <p>【鈴木昇委員、入室着席】</p>
議長	<p>続いて、議案第1号5番について、担当委員の現地調査及び説明を、5番 稲村委員、お願いします。</p>
稲村委員	<p>議案第1号5番について、申請地を11月4日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より西の方向800m付近に位置する農地です。</p> <p>権利者は叔父にあたる義務者の農地を借受けて、新規に農業を開始しようとするもので賃借権設定の申請であります。営農計画は、申請地の3分の2を観葉植物、残りを露地野菜の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は</p>

	<p>叔父にあたる義務者の休耕地を借受け、観葉植物及び露地野菜を栽培し、現地販売とインターネットにより販売する営農計画となっております。実家が農家であったことから農作業を手伝い、ある程度の農業経験・知識を取得している者であります。義務者の耕作されていない休耕地を有効活用できればと考え期間10年の賃借権設定の申請であります。機械の所有状況は、農機具の買取業をしていることから既に、トラクター、耕運機、草刈機等は取得済みであり、技術力、労働力に関しては、義務者の協力を得ながら行っていく内容となっております。申請地は、農振農用地区域内及び外農地5筆4,994㎡、権利者の耕作面積は0㎡、農作業歴0年、従農数2名であります。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号5番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、11番森田委員 お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号1番について申請地を11月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津小学校より南東の方向約500mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、飲食店の経営を営む法人で、令和3年3月15日に、申請地の隣接地に屋外飲食スペースでの転用許可を受け、許可通りに利用していましたが、大雨の際に隣接の県道より大量の水が流れ込んでしまうため、対応をしてもらうまで臨時で使用を停止しており、再開</p>

議長	<p>時に向けて要望が多かったペット連れ用コーナーを増設するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。飲食スペースとして利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、3番 丸委員 お願いします。</p>
丸委員	<p>議案第2号2番について申請地を11月6日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より北東の方向約1.2kmに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、駅から近く、立地・経済の面からも権利者の希望や予算に合致しており、また、周囲が静かで住環境にも恵まれていることから、専用住宅用地として所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p>

	<p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの丸委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則として転用許可をすることができませんが、農地法第 5 条、農地法施行令第 11 条および農地法施行規則第 33 条に例外が定められており、本申請は農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は上水道より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水とともに道路側溝に放流します。資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 2 号 2 番は承認されました。</p>
議長	<p>では次に、議案第 2 号 3 番について、こちらの担当委員の現地調査及び説明も、3 番 丸委員 お願いします。</p>
丸委員	<p>議案第 2 号 3 番について申請地を 11 月 6 日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください</p>

	<p>い。飯野小学校より北東の方向約 850mに位置する農地であります。権利者は現在、賃貸アパートにて妻とふたりの子供との 4 人暮らしをしているが、生活に不便を感じており、義務者である父親の土地で、親族の家の隣接地でもある申請地に農家住宅を建てるため、使用貸借権設定を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの丸委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は上水道より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水とともに道路側溝に放流します。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。農家住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 2 号 3 番は承認されました。</p>
議長	<p>では次に、議案第 2 号 4 番について、担当委員の現地調査及び説明を、14 番 鈴木伸江委員 お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第 2 号 4 番について申請地を 11 月 6 日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より北西の方向約 500mに位置する農地であります。</p>

	<p>義務者は、高齢のため申請地での耕作の継続が難しくなり、太陽光発電施設として有効利用できることから権利者と話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号5番について、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号5番について申請地を11月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。中央公民館より南の方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢により耕作の継続が難しくなり、後継者もおらず耕作の縮小を考えていたところ、ある程度の陽当たりが望め、通行量も</p>

事務局 (樋口)	<p>少ない申請地を太陽光発電施設として有効利用することで権利者と話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号5番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号6番について、こちらの担当委員も私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号6番について申請地を11月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。旧佐貫中学校より北の方向約900mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、近接地で送電線の工事を行うにあたり、作業用の駐車場用地が必要となったため、賃借権設定を伴う一時転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p>

事務局 (樋口)	<p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号6番は承認されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号7番については、また担当委員が私になりますので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号7番について申請地を同じく11月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。大貫小学校より南の方向約600mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢により耕作の継続が難しくなり、後継者もおらず維持管理も難しくなっていたところ、権利者より、立地上の条件が良いことから太陽光発電施設として有効利用することの話があり、権利者と話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（澤邊委員から、申請地所在地の確認あり。了承）他に「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第2号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号7番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号8番についても、私から現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号8番について申請地を同じく11月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。佐貫町駅より北東の方向約1.3kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢により耕作の継続が難しくなり、後継者もおらず維持管理も難しくなっていたところ、権利者より、立地上の条件が良いことから太陽光発電施設として有効利用することの話があり、権利者と話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第2号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号8番は承認されました。</p>
議長	<p>では次に、議案第2号9番についてですが、担当委員の現地調査及び説明を、こちらから私からいたします</p>
平野委員	<p>議案第2号9番について申請地を11月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。佐貫町駅より北東の方向約1.4kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢により耕作の継続ができず、後継者もおらず維持管理も難しくなっていたところ、権利者より、立地上の条件が良いことから太陽光発電施設として有効利用することの話があり、権利者と話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い</p>

<p>議長</p>	<p>農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号9番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号9番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号10番について、担当委員の現地調査及び説明を、7番 渡邊委員、お願いします。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>議案第2号10番について申請地を11月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。天神山コミュニティセンターより南の方向約1.1kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢化により農地の耕作、および草刈り等の管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、陽当たりのよさなどに立地面において条件に合致したことから、話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い</p>

<p>議長</p>	<p>農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号10番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号10番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号11番について、担当委員の現地調査及び説明を、こちらも7番 渡邊委員にお願いします。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>議案第2号11番について、申請地を11月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。天神山コミュニティセンターより南の方向約1.1kmに位置する農地であります。前の10番案件の隣です。</p> <p>義務者は、高齢化により農地の耕作、および草刈り等の管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、陽当たりのよさなどに立地面において条件に合致したことから、話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。私からも補足で、先ほどの10番と隣り合う農地であり、権利者も同一業者であります。10番とは分離した事業、発電所という申請ですので、審議も個別に行います。それでは、事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局（樋口）	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号11番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号11番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号12番について、担当委員の現地調査及び説明を、こちらも7番 渡邊委員、お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第2号12番について、申請地を11月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。天神山コミュニティセンターより南の方向約1.5kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、遠方に居住していることから耕作の継続ができず、農地の草刈り等の管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、陽当たりのよさなどに立地面において条件に合致したことから、話がまとまったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号12番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号12番は承認されました。</p>
議長	<p>では次に、議案第2号13番について、担当委員の現地調査及び説明を、こちらも4番 川口委員、お願いします。</p>
川口委員	<p>議案第2号13番について、申請地を11月6日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。竹岡インターチェンジより南の方向約2.5kmに位置する農地であります。義務者は、農業経営を行っておらず、維持管理にも苦慮していたところ、クリーンエネルギーの供給と売電事業の拡大を図るため太陽光発電施設として利用することで権利者と合意し、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局（樋口）	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号13番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号13番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため富津市長より提出されたものであり、令和5年第7次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号5-7-1 利用権の設定等を行う者 ■■■■■ 対象農地 ■■■■■ ■■■■■ 田 865 m²、転貸を受ける者 ■■■■■、利用権の種類 賃借、利用内容 畑、期間 10年の新規契約であります。以下、整理番号5-7-8まで、合計で貸し手3名、借り手2名、筆数8筆、面積</p>

議長	<p>6,646 m²であります。</p> <p>個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりでございます。</p> <p>次に、5ページから7ページまで、利用権の設定を受ける借り手2名の農業経営の状況でございます。以上で説明を終わります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p>
佐久間委員	<p>1から4番の借賃について、利用内容＝畑ですが、借賃は俵（米？）となっていますが。</p>
事務局（山口）	<p>地目は田ですが、作目は露地野菜/ネギという計画で、借賃はお金ではなくお米で（の支払い）、という計画です。</p>
議長	<p>質疑は以上ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p> <p>【専決処分報告について】</p>
議長	<p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第4条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番が専用住宅とするもので、面積は200 m²です。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届け出でございますが、1番から3番と、5番6番が専用住宅として所有権移転するもので、面積は1番は1568 m²、2番は計339.22 m²、3番は計56 m²、5番は190 m²、6番は131 m²です。4番は資材置場として所有権移転するもので、面積は計542 m²です。これらの届出につきましては、添付書類も含め</p>

議長	<p>完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口委員から、担当案件の再確認（議案2号13番について、所有権移転で間違いないかの確認（議案どおりで間違いない。概要書（原稿）に一部間違いがあった））。 ・渡邊和己委員から、親睦会行事について。 事務局何かありますか。 ・11/27 開催ブロック別研修会について（参加を依頼）。
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、12月4日月曜日、場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。</p> <p>閉会 午後2時35分</p>